

福 議 委 号
平成 2 6 年 4 月 2 日

福島町議会議長 溝 部 幸 基 様

経済福祉常任委員会
委員長 木 村 隆

所管事務調査報告書の提出について

本委員会は、福島町議会定例会 1 2 月会議(平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日)において決定した、休会中の所管事務調査を終えたので、会議条例第 1 4 7 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

記

調 査 事 件	(15) 国民健康保険特別会計の運営について
調 査 期 間	平成 2 6 年 3 月 2 0 日 (1 日間)
出 席 委 員	委員長 木 村 隆 委員 平 沼 昌平 委員 加 藤 雅 行 委員 藤 山 大 委員 平 野 隆 雄
欠 席 委 員	副委員長 花 田 勇
委員外議員	なし
職務のため出席した議員	議長 溝 部 幸基
出席説明員	町 長 佐 藤 卓 也 副 町 長 竹 下 泰 弘 保健福祉課長 工 藤 泰 保健福祉課長補佐 佐 藤 和 利 保健福祉課係長 住 吉 真由美 財 務 課 長 本庄屋 誠
議会事務局職員	議会事務局長 石堂 一志 議会グループ次長 前田 勝広 議会グループ主事 沢田 元気

[委員会意見]

調査事件 15 国民健康保険特別会計の運営について

(平成 26 年 3 月 20 日調査)

国民健康保険特別会計の収支見込み及び国民健康保険税改正の基本的な考え方が示されたことから、これらの内容を調査したところであり、質疑、意見交換、討議の確認内容及び結果は次のとおりです。

【調査の論点と意見】

(1) 国民健康保険運営協議会の開催時期と説明資料について

運営協議会を平成 26 年 3 月 3 日に開催した理由を、国の課税限度額の法律施行を待って設定したとのこと。しかし、今回の運営協議会の諮問内容に議会と町が共通課題としていた国保税資産割の廃止も含めているのであれば、課税限度額等の改正の諮問とは別に、平成 26 年度の当初予算編成に間に合うような時期に設定すべきものであったと考えます。また、運営協議会及び本委員会の国保税資産割廃止に関する説明資料には、廃止後における応能割合の見直しを含む財源対策を検討できるものが示されていませんでした。これらを議論するには非常に不十分な資料であったことを町は反省する必要があります。

(2) 国民健康保険特別会計の基本的な考え方

① 資産割について

町は、国保税の資産割廃止については、固定資産税との重複課税の捉え方や低所得者層の負担、後期高齢者医療保険料及び介護保険料に資産割がないことなどを理由とし、運営協議会に諮問しています。運営協議会の答申の内容は、「基本的に理解するが、平成 28 年度以降の基金残高が減少することとから、資産割の廃止は、特に慎重な取り扱いを望む」としています。町は、この答申を踏まえ、資産割は廃止せず、現行どおりとすることに決定しています。しかし、国保税の資産割の持つ不合理性については、町、議会、及び運営協議会も共通認識していることから、町は上記(1)の意見も念頭に早急に改正に向けた作業を進めるべきものと考えます。

② 限度額・葬祭費の改正について

国基準に準じた限度額の改正(限度額 8 1 万で 4 万円の増)と葬祭費 1 万円の増額(3 万円)の改正については、理解します。

【意見交換の結果】

本調査にあった、国保税の資産割の廃止については、長年課題としていた事項です。町は、この廃止を運営協議会に諮問しましたが、論点にも記述しているように、資産割廃止後の応能割合の見直しによる財源対策をシュミレーションした資料を示さずに議論した答申内容は、当然の結果と考えます。つまりこれは、町、議会が共通課題としていた資産割廃止をいつまでたってもクリアできないことを意味します。

したがって、平成 29 年度の国保広域化も視野に入れ、資産割の廃止と均等割・平等割の見直しについて、応能・応益割合 50:50 を原則に町の基本的な考え方を整理し、それを裏付けるための十分な説明資料を用意し、運営協議会と早急に協議し議会に提示していただきたい。